

2026 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会の 検討内容について



2026 年 8 月 19 日に環境省で開催された表題の検討会において、水道水質基準の見直しなどについて検討がされました。

①水質基準等の見直しについて

対象農薬リスト掲載農薬類のチオファネートメチルは現行 0.3mg/L から 0.2mg/L、ベノミルは現行 0.02mg/L から 0.07mg/L の改正案が示されました。今後、30 日間のパブリックコメントの結果を踏まえ必要に応じて改正案を見直し、2027 年 4 月 1 日 から適用される予定です。

②農薬類の分類の見直しについて

機械学習モデルを用いた研究報告が取りまとめられたことから、浄水場の原水または浄水において検出される可能性が高い農薬類や不検出が続く農薬類について精査を行い、より効率的かつ実効性のある水道水質管理を目的として、農薬類の分類の見直しについて検討がおこなわれました。

機械学習モデルにおいては、2021～2024 年度のデータより、格上げ候補農薬類を 12 種、格下げ候補農薬類を 19 種選定されました。また、検出実態の観点から格上げ候補農薬類を 1 種、農薬登録が失効した農薬から格下げ候補農薬類を 1 種選定されました。

格上げ候補農薬類 13 種、格下げ候補農薬類 20 種については、移行にあたっての課題を整理した後に、改正案について 30 日間のパブリックコメントを行う予定となっています。

③水質基準等の今後の改正方針について（案）

トリクロロエチレンの科学的知見等に基づく見直しが行われました。現行のトリクロロエチレンの基準値の審議は、2010 年 2 月の第 8 回厚生科学審議会 生活環境水道部会で行われ、当時の検討では、内閣府食品安全委員会の示す TDI 1.46 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日から基準値(0.01mg/L)が設定されました。WHO における新規の科学的知見とガイドライン値として、WHO 飲料水水質ガイドライン第 4 版第 2 追補及びその根拠資料である「Trichloroethene in drinking water(WHO/HEP/ECH/WSH/2020.10)」によると、3つのキースタディから得られた個別の TDI (0.37～0.64 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)を勘案して総合的な TDI を 0.5 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日としています。TDI を 0.37～0.64 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日として算出したトリクロロエチレンの試算値は 0.003～0.005 mg/L でした。現在、事務局ではトリクロロエチレンの毒性評価等に関する文献調査・収集を進めており、内閣府食品安全委員会に諮問する際には、改めて水質基準逐次改正検討会において議論を行う予定です。

当社では水道水分析について実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社水道水分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 2026 年 8 月 19 日付 2026 年度 第 1 回水質基準逐次改正検討会（環境省）資料

消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の 12 項目は、水質検査の実施時期が決められており、6 月～9 月の間に実施する必要があります。詳しくは下記 URL からご覧いただけます。

特定建築物における水質検査: <http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>

